

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

東城農機株式会社	登録検査機関の名称		
	変更のあった農産物検査員	変更内容	削除
		氏名	内藤 勝也
		住所	広島県庄原市東城町川東一三五八番地四
		農産物検査を行う種類の	玄米
変更年月日	平成三〇年三月二〇日		